

アフターサービス



お電話

マンライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 各種手続きのご案内
- 特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種手続き書類のご請求 等



インターネット

マンライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 特別勘定のユニットプライスのご確認
- 「変額保険I型(有期型)半期運用報告書」のご確認 等



お知らせ

運用レポートのお知らせ

各種レポートを契約者にお知らせします。

- 「変額保険I型(有期型)特別勘定運用実績のお知らせ」(年2回:6月・12月末の情報)
- 「変額保険I型(有期型)半期運用報告書」(年2回:6月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マンライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマンライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマンライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マンライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マンライフ生命保険株式会社



マンライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

●担当は

マンライフ生命の変額保険(有期型)

こだわり変額保険

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要

注意喚起情報



この商品はマンライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、お申込みの際の重要な事項を、次の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、
内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

ご契約前に**必ず確認**していただきたい書面等

設計書

【記載内容】
保険金額・保険料 等

ご契約の
しおり／約款

【記載内容】
保障内容の詳細や
保険用語の説明 等

特別勘定の
しおり

【記載内容】
特別勘定の詳細 等

申込書

【記載内容】
申込内容 等



生命保険のお手続きや
ご契約に関する照会・苦情等は…

マニュアル生命コールセンター

0120-063-730

月～金曜日 9:00～17:00(祝日および12月31日～1月3日を除く)

ホームページ：www.manulife.co.jp

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

参照 くわしくは、P.39「16.各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口
(注意喚起情報)」をご覧ください。

契約概要

INDEX

5ページから18ページは
「**契約概要**」です。

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

※この書面に記載している保障内容等は、概要や代表的な事例です。

	ページ
1 引受保険会社	P.5
2 商品の特徴	P.5
3 主契約	P.7
4 特約	P.8
5 引受条件	P.11
6 解約および基本保険金額の減額	P.13
7 契約者配当金	P.13
8 契約者貸付制度	P.13
9 保険料払込の自動停止	P.13
10 変更の取扱い	P.14
11 特別勘定	P.15
12 諸費用	P.18

契約概要

1 引受保険会社

商号：マニユライフ生命保険株式会社
本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連絡先：コールセンター TEL: 0120-063-730
ホームページ：www.manulife.co.jp

2 商品の特徴

- 正式名称は、変額保険I型(有期型)です。
- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額および満期保険金額等が変動する変額保険です。
- 被保険者が保険期間中に死亡されたときは死亡保険金、被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたときは高度障害保険金をお支払いします。死亡保険金および高度障害保険金は、基本保険金額を下回ることはありません。
- 被保険者が保険期間満了時に生存されているときは満期保険金をお支払いします。**満期保険金には、最低保証はありません。**
- 目標到達時災害保障付終身保険移行特約を付加した場合、解約返戻金額が目標額に到達したときに、災害保障付終身保険への移行が行われます。
- 払込みいただく保険料のうち、その一部はご契約の締結や維持、保険金額の最低保証に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

この保険の注意事項

- **解約返戻金額および満期保険金額には最低保証はありません。**

この保険のリスク

- 特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額等が変動(増減)します。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**次の金額*が払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

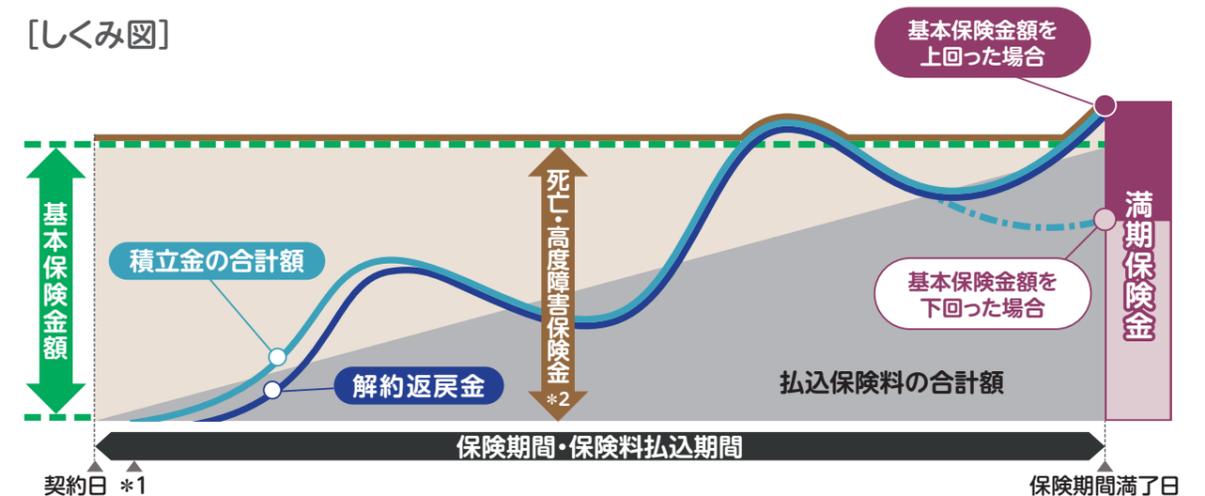


積立金の合計額 解約返戻金額 満期保険金額

*基本保険金額の減額をした場合は、その解約返戻金額との合計額

- 特別勘定の変更および積立金の移転(スイッチング)を行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なりますので、ご注意ください。

[しくみ図]



*1 第1回保険料から保険料の収納に必要な費用(保険料の1%)を控除した金額の特別勘定への繰入日
*2 積立金の合計額または基本保険金額のいずれか大きい額
※図はイメージです。将来の積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。
※契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。

3 主契約

■ 変額保険I型(有期型)のお支払内容

保険金	こんなときにお支払いします	受取額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 (1)積立金の合計額 (2)基本保険金額	死亡保険金 受取人
高度障害 保険金	所定の高度障害状態に該当 したとき		被保険者*
満期保険金	保険期間満了時に生存して いるとき	積立金の合計額	満期保険金 受取人

- * 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合には契約者にお支払いします。
- ※ 責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次に該当した場合、以降の保険料の払込みが免除されます。
 - ・ 不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障害の状態に該当したとき
- ※ 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は、それぞれ重複してお支払いすることはありません。
- ※ 保険金を支払った場合、ご契約は消滅します。

参照 保険金が支払われない場合については、P.31「5.保険金をお支払いできない場合(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

4 特約

■ 目標到達時災害保障付終身保険移行特約

契約日から10年経過後の契約応当日以後、解約返戻金額があらかじめ設定された目標額に到達した場合、災害保障付終身保険へ移行する特約です。

- 目標額 $\text{目標額} = \text{基本保険金額} \times \text{目標値}$
※ 減額した場合の基本保険金額は、減額後の基本保険金額になります。
- 目標値

保険期間	目標値
10年*	125%~150%(5%刻み)
11年以上20年以下	125%~150%(5%刻み)
21年以上	115%~150%(5%刻み)

 * 一時払の変額保険I型(有期型)への変更後のみ設定できます。
- 判定期間 **契約日から10年経過後**の契約応当日以後、毎営業日
※ 契約日から10年間および契約の効力が失われている場合(失効中)は、判定しません。
- 付加条件 保険期間中にいつでも、特約の付加、または解約ができます。
※ 払済の変額保険I型(有期型)および一時払の変額保険I型(有期型)へ変更後でも特約の付加、または解約ができます。
※ 保険期間10年以下および払済定額終身保険に変更後の契約には付加できません。
- 目標額の変更 移行日前に限り、目標値を変更することにより目標額を変更できます。

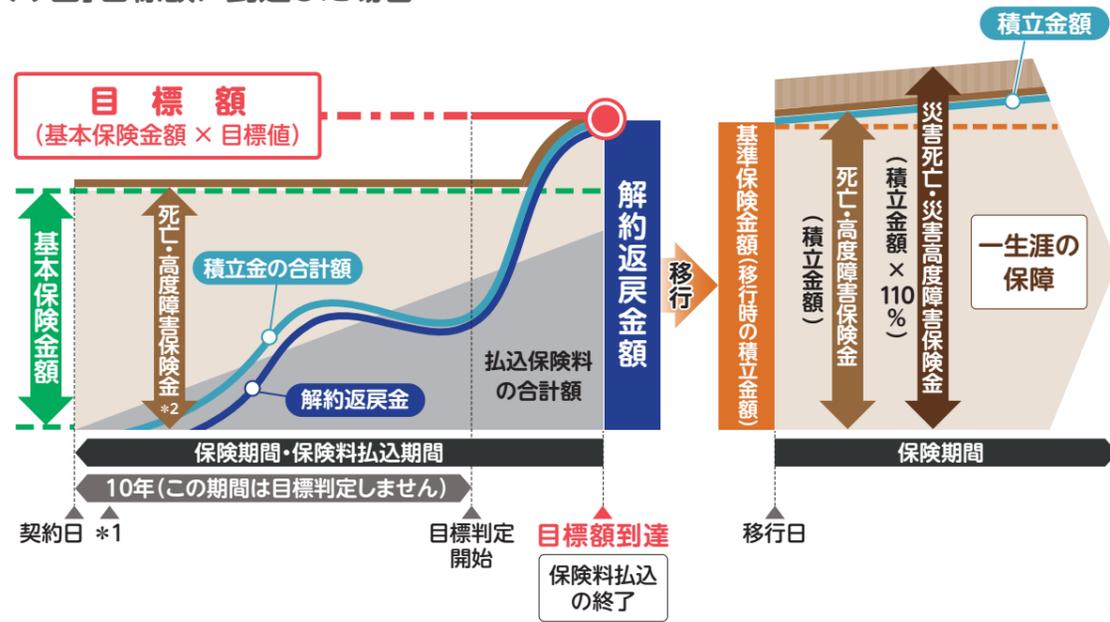
[災害保障付終身保険への移行後の保障内容]

保険金	こんなときにお支払いします	受取額	受取人
死亡保険金	死亡したとき ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除く	積立金額	死亡保険金 受取人
高度障害 保険金	所定の高度障害状態に該当したとき ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除く	積立金額	被保険者*
災害死亡 保険金	不慮の事故を直接の原因として180日以内に死亡したとき、または感染症により死亡したとき	積立金額の 110%	死亡保険金 受取人
災害高度障害 保険金	不慮の事故を直接の原因として180日以内に高度障害状態に該当したとき、または感染症により高度障害状態に該当したとき	積立金額の 110%	被保険者*

- * 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には契約者にお支払いします。
- ※ 保険金を支払った場合、ご契約は消滅します。
- ※ 特別勘定での運用は行いません。
- ※ 満期保険金はありません。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

[しくみ図] 目標額に到達した場合



■ 無配当年金特約

保険金を確定年金(5年または10年)でお支払いする特約です。

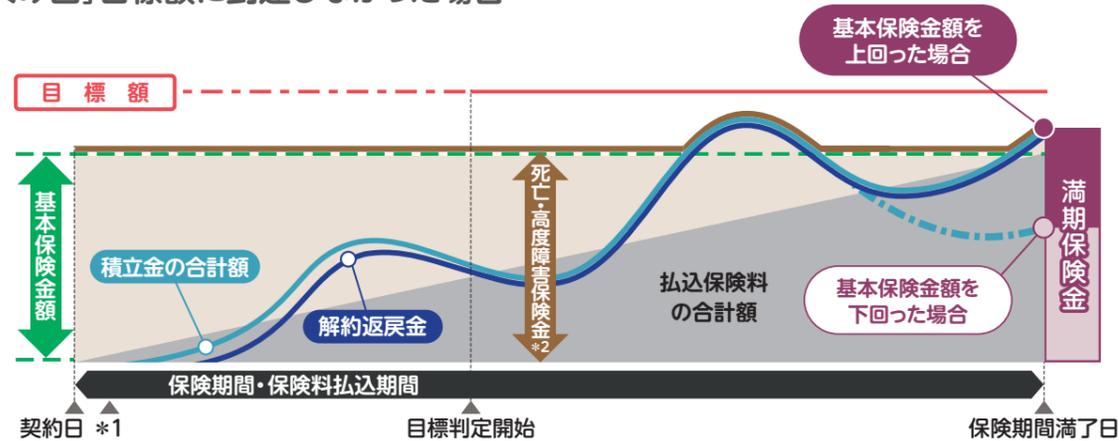
- ※年金額がマニュアル生命所定の金額を下回る場合には年金支払の取扱いはできません。
- ※保険金をお支払いした後に、この特約を付加することはできません。
- ※年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)によって計算されます。

■ 指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、被保険者に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金等を請求できる特約です。

- ※契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

[しくみ図] 目標額に到達しなかった場合



- *1 第1回保険料から保険料の収納に必要な費用(保険料の1%)を控除した金額の特別勘定への繰入日
- *2 積立金の合計額または基本保険金額のいずれか大きい額
- ※上図はイメージであり、将来の積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。
- ※契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。

 設定した目標額に到達しない可能性もあります。

参照 保険金が支払われない場合については、P.31「5.保険金をお支払いできない場合(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

5 引受条件

■ 基本保険金額	基本保険金額=月払保険料×12か月×保険期間(年数) 最低額：120万円 最高額：7億円(普通死亡保険金額の各通算限度と通算) ※ご契約いただける基本保険金額は、契約年齢や健康状態等により異なります。																								
■ 最低保険料	5,000円(1,000円単位) ※保険期間20年以上かつ契約年齢55歳以下の場合に、1万円未満の保険料を設定できます。																								
■ 保険期間・保険料払込期間および契約年齢範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険期間・ 保険料払込期間</th> <th>契約年齢範囲</th> <th>保険期間・ 保険料払込期間</th> <th>契約年齢範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>15～70歳</td> <td>60歳満期</td> <td>20～50歳</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>15～60歳</td> <td>65歳満期</td> <td>25～55歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>15～55歳</td> <td>70歳満期</td> <td>30～60歳</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>15～45歳</td> <td>75歳満期</td> <td>55～65歳</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>15～40歳</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢範囲	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢範囲	10年	15～70歳	60歳満期	20～50歳	15年	15～60歳	65歳満期	25～55歳	20年	15～55歳	70歳満期	30～60歳	25年	15～45歳	75歳満期	55～65歳	30年	15～40歳		
保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢範囲	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢範囲																						
10年	15～70歳	60歳満期	20～50歳																						
15年	15～60歳	65歳満期	25～55歳																						
20年	15～55歳	70歳満期	30～60歳																						
25年	15～45歳	75歳満期	55～65歳																						
30年	15～40歳																								
■ 保険料払込方法(回数)	月払																								
■ 保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱 ●団体扱 ●クレジットカード扱 ※法人契約および個人事業主契約はクレジットカード払の取扱いはできません。																								
■ 保険料の一括払	<ul style="list-style-type: none"> ●当月分以後の保険料をまとめて払込みいただくと、保険料を割引きます。一括払した保険料は、月単位の契約当日が到来するたびに充当します。保険契約が消滅、または保険料の払込免除されたとき等に一括払した保険料に残額があれば払戻します。 ●マニユライフ生命の定める取扱範囲内で、繰返し同一月数分の保険料払込額を一括払できます(登録制一括払)。 ●一括払した保険料のうち払込期月が到来していない部分については、特別勘定での運用は行いません。 																								

■ 保険料の前納	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分を超える保険料をまとめて払込みいただくと、保険料を割引きます。前納された保険料はマニユライフ生命所定の利率で積み立てておき、月単位の契約当日が到来するたびに充当します。保険料の払込みが必要なくなった場合、前納された保険料の残額があれば払戻します。また、前納期間が満了したとき、前納した保険料の残額があれば、次回以後の保険料と相殺します。 ●前納した保険料のうち払込期月が到来していない部分については、特別勘定での運用は行いません。
■ 更新	取扱いはありません。
■ 契約日	責任開始日の属する月の翌月1日

6 解約および基本保険金額の減額

解約

契約を解約して解約返戻金を受取れます。ご契約から10年以内の解約には、解約控除がかかります。解約した場合、以後の保障は消滅します。

基本保険金額の減額

マニライフ生命所定の範囲内で基本保険金額を減額することによって、保険料の払込額を少なくしてご負担を軽くすることができます。この場合、減額部分は解約されたものとして取扱います。ご契約から10年以内の減額には、解約控除がかかります。

参照 くわしくは、P.32「7.解約および基本保険金額の減額(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

7 契約者配当金

この保険には、契約者配当金はありません。

8 契約者貸付制度

この保険には、取扱いはありません。

9 保険料払込の自動停止

- 保険料払込の猶予期間満了日における積立金の合計額が保険料の6か月分以上であるときは、保険料の払込みが自動的に停止されたものとして保険契約が有効に継続されます。
- 保険料払込の自動停止中も、特別勘定での運用は継続されます。
- 保険料払込の自動停止中も、保険関係費および運用関係費がかかります。

※保険料払込の自動停止は、保険料の引き去りができないとき等に保険料払込を停止したのものとして取扱うものです。お客さまからのお申出によって保険料払込を停止するものではありません。

参照 くわしくは、P.26「その他留意事項(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

10 変更の取扱い

■ 払済の変額保険I型(有期型)

契約日から2年経過後に、解約返戻金をもとに払済の変額保険I型(有期型)へ変更することで、保険料の払込みを中止して運用を継続することができます。

■ 払済定額終身保険

契約日から2年経過後に、解約返戻金をもとに払済定額終身保険へ変更することで、保険料の払込みを中止して特別勘定による運用を行わない一生涯の保障を受けることができます。

■ 一時払の変額保険I型(有期型)

保険期間満了の際に、満期保険金を一時払保険料として一時払の変額保険I型(有期型)へ変更することで、運用を継続することができます。

※変更の取扱いができない場合があります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

11 特別勘定

世界、国内、株式、債券等、多彩な9つの特別勘定からお客さまの運用スタイルにあわせて自由に選択し、組み合わせられます。

お客さまの投資経験等を踏まえ、ご自身の判断で特別勘定を選択してください。

■ 選択方法

- 9つの特別勘定から1つまたは複数選ぶことができます。
- 繰入割合を1%単位で指定することができます。

参照 くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



資金動向・市況動向等により、記載のような運用ができない場合があります。

名称	主な投資対象	主な投資対象となる投資信託等	運用会社等	運用方針
 グローバル・バランス75	投資信託	マニユライフ・国際分散ファンド75 (適格機関投資家専用)	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	● 主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式へ分散投資し、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産75%、債券資産25%を基本とし、より高いリターンを獲得を図ります。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 グローバル・バランス50		マニユライフ・国際分散ファンド50 (適格機関投資家専用)		● 主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式へ分散投資し、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産50%、債券資産50%を基本とし、より安定したリターンの獲得を図ります。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 日本債券型		マニユライフ・日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)		● 主として投資信託を通じ、国内の公社債に投資し、長期的に着実な特別勘定資産の成長を目指します。
 世界株式アクティブI型		グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし (適格機関投資家向け)	日興アセットマネジメント株式会社	● 主として日本や新興国を含む世界の株式を主な投資対象とし、厳選した銘柄に投資する投資信託証券へ投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 外国株式インデックスI型		マニユライフ・外国株式インデックスファンド・ヘッジあり (適格機関投資家専用)	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	● 主として世界の主要国の株式市場の動きと連動する投資成果を目指す投資信託へ投資し、特別勘定資産の成長を目指します。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 米国債券型		マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド (適格機関投資家専用)	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	● 主として信用力の高い米国の投資適格債券に投資する投資信託へ投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 世界バランスII型	指数連動債券	ダイナミックベータ戦略円建連動債券 (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	● 主として株式投資の魅力に応じ、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」への配分を切り替える「基本ポートフォリオ」のリターンとして算出される参照指数に連動する指数連動債券に投資し、中長期的に安定的な特別勘定資産の成長を目指します。
 米国株式アクティブI型	投資信託	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社	● 主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資を行い、特別勘定資産の成長を目指します。 ○ 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 世界株式環境テーマI型	指数連動債券	クライメットケア株式戦略連動債券 (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	● 主として日・米・欧の気候変動リスクに配慮した企業により構成される株式指数に連動する指数連動債券に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。また、市場リスクの高まりにあわせて、リターンの下支えを目的として、機動的に「恐怖指数」とも呼ばれるVIXの先物を活用します。

■ 積立金の移転(スイッチング)・繰入割合の変更

- 特別勘定での運用中、自由に特別勘定の種類や繰入割合を変更できます。
- 1保険年度につき、12回までは手数料なしでスイッチングができます。
- 繰入割合およびスイッチングは、1%単位で指定できます。

※13回以上は、1回のスイッチングにつき2,500円の手数料がかかります。

※1回の積立金の移転で複数の特別勘定の積立金を移転する場合は、スイッチング手数料を移転元のそれぞれの積立金額で按分し差し引きます。

※特別勘定の種類によっては、基準となる指標やリスクの種類が変わります。

■ 特別勘定資産の評価方法

- ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映させます。

※評価方法は、将来変更することがあります。

※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

■ 特別勘定への繰入日

- 第1回保険料 : 契約日から8日目末以降
- 第2回以後の保険料 : 月ごとの契約応当日またはマニユライフ生命が保険料の入金を確認した日のいずれか遅い日末
- 一時払の変額保険I型
(有期型)への
変更時の一時払保険料 : 契約日末

※契約の効力が失われている場合(失効中)は、特別勘定での運用は行いません。

12 諸費用

- この保険にかかる費用は、次の合計額となります。

保険関係費

運用関係費

- そのほか、解約控除、スイッチング手数料および年金管理費がかかる場合があります。

参照 くわしくは、P.21「この保険にかかる費用は次のとおりです(注意喚起情報)」をご覧ください。

注意喚起情報

INDEX

21ページから39ページは
「注意喚起情報」です。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約
前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のう
え、お申込みいただきますようお願いいたします。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の
詳細やご契約の内容に関する事項はこの冊子の「契
約概要」、別冊の「ご契約のしおり／約款」に記載して
おりますのでご確認ください。

	ページ
この保険にかかる費用	P.21
この保険における運用のリスク	P.25
その他留意事項	P.26
1 この商品は生命保険です	P.27
2 クーリング・オフ制度	P.27
3 健康状態等の告知	P.28
4 保障の開始(責任開始期)	P.30
5 保険金をお支払いできない場合	P.31
6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活	P.31
7 解約および基本保険金額の減額	P.32
8 ご契約が消滅したとき等における 保険料のお取扱い	P.33
9 新たなご契約へ乗り換える場合	P.34
10 特別勘定群	P.34
11 戦争その他の変乱等の突発的な 異常事態が発生した場合	P.35
12 保険金のお支払いに関する手続き等	P.35
13 保険料や保険金等の課税関係	P.36
14 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.37
15 預金等受入金融機関を募集代理店として この商品にご加入されるお客さまへ	P.38
16 各種手続きやご契約に関する お問い合わせ窓口	P.39

注意喚起情報

この保険にかかる費用は次のとおりです

■保険関係費

- 保険期間中に次の保険関係費をご負担いただきます。

項目	内訳	時期
保険関係費	① 保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
	② 保険契約の締結に必要な費用	月単位の契約応当日末(契約日の属する月については繰入日末)に積立金から控除します。
	③ 保険契約の維持に必要な費用(①を除きます。)	
	④ 死亡保障等に必要な費用(危険保険料)	
	⑤ 保険料払込免除に関する費用	
	⑥ 特別保険料法による特別条件が付された場合の特別保険料	

- ※④の危険保険料は、積立金の合計額が少ないときは、積立金の合計額が多いときと比べ多くなります。また、月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後でも変動します。
- ※特別保険料法による特別条件が付された場合、特別保険料法による特別条件が付されていない場合と比べて積立金の合計額は少なくなります。
- ※保険料払込の自動停止により、保険料の払込みが停止されている期間中は、①のご負担はありません。
- ※特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金等の合計額が基本保険金額をこえる場合、④および⑥のご負担はありません。
- ※払済の変額保険I型(有期型)および一時払の変額保険I型(有期型)への変更後は、①、②、⑤および⑥のご負担はありません。
- ※払済定額終身保険への変更後は保険関係費(①から⑥)のご負担はありません。
- ※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は保険関係費(①から⑥)のご負担はありません。

- 保険関係費は、被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なるため、一律には表示できません。
- 積立金から控除する保険関係費の金額が積立金の合計額をこえるときは、積立金の合計額の全額を控除し、そのこえる部分は翌月以降の月単位の契約応当日末に積立金から控除します。なお、積立金の合計額がゼロとなった場合でも保険契約の効力は失われません。
- 保険契約の復活をした場合、マニライフ生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰り入れます。また、この金額を特別勘定へ繰り入れた時にマニライフ生命の定める方法により計算された保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除きます。)を積立金から控除します。

■運用関係費

- 特別勘定での運用期間中に次の運用関係費をご負担いただきます。

項目	特別勘定	主な投資対象	費用	時期
運用関係費 (特別勘定の運用にかかる費用)	グローバル・バランス 75	投資信託	年率 0.36% (税抜) ^{*1}	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
	グローバル・バランス 50		年率 0.28% (税抜) ^{*1}	
	日本債券型		年率 0.25% (税抜) ^{*1}	
	世界株式アクティブ I型		年率 0.61% (税抜) ^{*1}	
	外国株式インデックス I型		年率 0.25% (税抜) ^{*1}	
	米国債券型		年率 0.53% 程度 (税抜) ^{*1*2}	
	世界バランスII型		指数連動 債券	
	米国株式アクティブ I型	投資信託	年率 0.82% (税抜) ^{*1}	
	世界株式環境テーマ I型	指数連動 債券	年率 0.65% ^{*3} (消費税対象外)	

次のページへ続く➡

- *1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬)
 - *2 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。
 - *3 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用)
- ※そのほか、次の費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。
- ・特別勘定の投資対象が投資信託の場合、前記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬等)および消費税がかかります。
 - ・特別勘定の投資対象が指数連動債券の場合、前記の管理費用のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等(実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用)がかかります。
- ※運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。
- ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- ※積立金の合計額がゼロとなった場合、運用関係費のご負担はありません。
- ※払済定額終身保険への変更後は運用関係費のご負担はありません。
- ※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は運用関係費のご負担はありません。

■解約、減額時、払済の変額保険I型(有期型)への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 契約日から10年以内の解約、減額、払済の変額保険I型(有期型)への変更および払済定額終身保険への変更には次の解約控除をご負担いただきます。

契約日から保険期間満了日までの年数	解約控除	時期
10年以上 15年未満	$\text{年換算保険料}^{*1} \times 50\% \times \left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	解約計算基準日、減額計算基準日に解約、減額に相当する部分の積立金から控除します。*3
15年以上 20年未満	$\text{年換算保険料}^{*1} \times 70\% \times \left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	
20年以上 30年未満	$\text{年換算保険料}^{*1} \times 90\% \times \left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	
30年以上 40年以下	$\text{年換算保険料}^{*1} \times 100\% \times \left(1 - \frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}\right)$	

- *1 保険料(減額の場合は、減額に相当する部分の保険料)の12回分です。
 - *2 契約日から解約計算基準日または減額計算基準日までの経過月数とし、1か月未満の端数については切り上げます。
 - *3 払済の変額保険I型(有期型)への変更および払済定額終身保険への変更が行なわれる場合、解約返戻金額の計算の際に解約控除をご負担いただきます。
- ※解約計算基準日または減額計算基準日が、第1回保険料の繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。
- ※払済の変額保険I型(有期型)、払済定額終身保険または一時払の変額保険I型(有期型)への変更後に解約、減額をした場合、解約控除のご負担はありません。
- ※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後に解約、減額をした場合、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後に無配当年金特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

■スイッチング手数料

- 1保険年度に12回をこえる積立金の移転(スイッチング)を行なった場合、次のスイッチング手数料をご負担いただきます。

項目	費用	時期
スイッチング手数料	1回のスイッチングにつき 2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

■無配当年金特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費	責任準備金額に 0.4% を乗じた額	年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険には運用のリスクがあります

- この保険は、特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額等が変動(増減)する変額保険です。
 - 特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあります。
 - このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**次の金額*が「払込保険料の合計額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。また、指数連動債券に投資する特別勘定の場合、上記のリスクのほか、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。
 - ・「**積立金の合計額**」・「**解約返戻金額**」・「**満期保険金額**」
- *減額をしていた場合は、「その解約返戻金額」と「減額後の保険金額等お支払いする金額」の合計額

- 特別勘定の変更および積立金の移転(スイッチング)を行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

■その他留意事項

■満期保険金等について

- 被保険者が保険期間満了時に生存されていたときにお支払いする**満期保険金**は、保険期間満了日の積立金の合計額となるため、**最低保証はありません**。また、解約されたときにお支払いする**解約返戻金**についても、解約計算基準日の積立金の合計額をもとに所定の解約控除額を差し引いて計算した金額となるため、**最低保証はありません**。

■保険料払込の自動停止について

- 保険料が払い込まれないままで猶予期間が過ぎた場合でも、猶予期間満了日における積立金の合計額が保険料の6か月分以上であるときは、契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、猶予期間満了日の翌日に未払込保険料となった払込期月の保険料から猶予期間満了日の属する月の翌月を払込期月とする保険料までの払込みが自動的に停止されたものとして保険契約を有効に継続させます。保険料払込の自動停止が行なわれた場合、猶予期間満了日の属する月の翌々月を払込期月とする保険料から、自動的に保険料の払込みが再開されるものとしします。
- **保険料払込の自動停止が行なわれた場合、通常通り保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。**なお、保険料払込の自動停止が行なわれた場合でも、基本保険金額は変更されません。
- 保険料払込の自動停止が行なわれた保険料をその後払い込むことはできません。
 - ※保険料払込の自動停止は、保険料の引き去りができないとき等に保険料払込を停止したものととして取扱うものです。お客さまからのお申出によって保険料払込を停止するものではありません。

■危険保険料について

- **危険保険料は、積立金の合計額が少ないときは、積立金の合計額が多いときと比べ多くなります。**また、月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、**保険契約締結後でも変動します。**
- なお、特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金等の合計額が基本保険金額をこえる場合、危険保険料のご負担はありません。

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込日または第1回保険料相当額の払込日*のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、払込みいただいた金額をお返しいたします。
*クレジットカードによる払込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- マニライフ生命が指定する医師による診査の後や、契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ*1、マニライフ生命の本社宛てに書面*2によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込書お客様控に記載の申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

- *1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。
- *2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。
- *3 申込者または契約者名義の口座に限ります。口座名義人名はカタカナでご記入ください。

記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△ □座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△-△-△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の
送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー
マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

参照 クーリング・オフは、マニライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 健康状態等の告知

契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。
- マニライフ生命の担当職員またはマニライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求および保険料の払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

4 保障の開始(責任開始期)

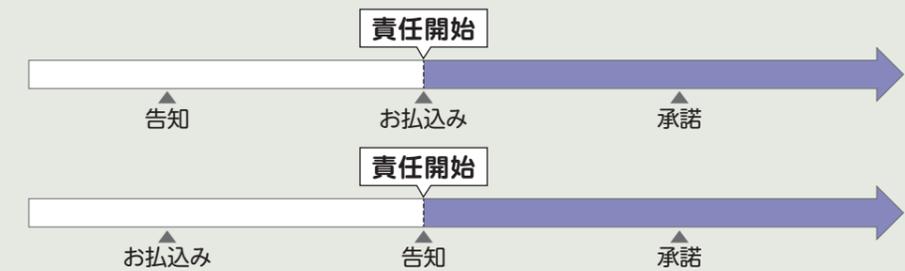
保障の責任は、告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時*(責任開始期)から、マニライフ生命はご契約上の責任を開始します。この保険では、責任が開始される日の属する月の翌月1日をご契約日とします。

*クレジットカードによる払込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)とします。

責任開始の例

- マニライフ生命の承諾前にお払込みがあった場合



- マニライフ生命の承諾後にお払込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「ご契約上の責任はこの時から開始します」をご覧ください。

告知義務違反によるご契約の解除・取消について

※告知していただくことがらは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内であれば、マニライフ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、払込みを免除することはできません。

※現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「健康状態、職業などの告知について」をご覧ください。



5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
 <例>責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、受取人等の故意による支払事由該当等
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 <例>保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「保険金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料の払込みがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に払込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、保険料の払込みが自動的に停止されたものとしてご契約を有効に継続させます。この場合、通常通り保険料の払込みがあつた場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について」および「ご契約の復活について」をご覧ください。

7 解約および基本保険金額の減額

この保険の解約返戻金額は、払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- ご契約を解約または基本保険金額の減額をされた場合には、解約返戻金があれば支払われます。解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日（マニユライフ生命が解約または基本保険金額の減額の請求を受付した日の翌営業日）における積立金の合計額（基本保険金額の減額の場合は、減額された部分に対応する積立金の合計額）となります。解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。
- 解約計算基準日または減額計算基準日のご契約日からその日を含めて10年以内の場合、解約返戻金額は、積立金から次の解約控除を差し引いた金額とします。ただし、第10保険年度の最後の月単位の契約応当日以後の場合は、解約控除のご負担はありません。なお、解約返戻金額が負の値となる場合はゼロとします。
- 計算基準日のご契約日からその日を含めて10年以内となる払済の変額保険I型（有期型）または払済定額終身保険への変更の場合は、解約返戻金額の計算の際に解約控除を差し引きます。

契約日から保険期間満了日までの年数	解約控除
10年以上15年未満	年換算保険料*1 × 50% × (1 - $\frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}$)
15年以上20年未満	年換算保険料*1 × 70% × (1 - $\frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}$)
20年以上30年未満	年換算保険料*1 × 90% × (1 - $\frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}$)
30年以上40年以下	年換算保険料*1 × 100% × (1 - $\frac{\text{経過月数}^{*2}}{120}$)

*1 保険料（減額の場合は、減額に相当する部分の保険料）の12回分です。

*2 契約日から解約計算基準日または減額計算基準日までの経過月数とし、1か月未満の端数については切り上げます。

※解約計算基準日または減額計算基準日が、第1回保険料の繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※払済の変額保険I型（有期型）、払済定額終身保険または一時払の変額保険I型（有期型）への変更後に解約、減額をした場合、解約控除のご負担はありません。

※目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後に解約、減額をした場合、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後に無配当年金特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

次のページへ続く 

- この保険の解約返戻金額は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動(増減)します。**最低保証はありませんので、払込保険料の合計額に比べ少額となる場合があります。**
- 基本保険金額の減額をした場合、解約返戻金額と基本保険金額の減額後の保険金額等お支払いする金額の合計額が**払込保険料の合計額に比べ少額となる場合があります。**目標到達時災害保障付終身保険移行特約を付加する前、または目標額に到達する前に、基本保険金額の減額をした場合、目標額も減額後の基本保険金額に応じて自動的に減額されるため、自動的に減額された目標額に到達した場合でも、**減額前の運用実績によっては、お支払いする金額の合計額が払込保険料の合計額に比べ少額となる場合があります。**
- 減額後の基本保険金額または保険料が、マニュアル生命所定の金額を下回る場合は、基本保険金額の減額をお取扱いできません。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「解約、基本保険金額の減額および解約返戻金について」をご覧ください。

8 ご契約が消滅したとき等における保険料のお取扱い

ご契約が消滅したとき等に、保険料の未経過分の払戻しはありません。

- 例えば、1月分の月払保険料を払込みいただき、1月中にご契約が消滅したとき(保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません。)、または保険料の払込みが免除されたとき等に、払い込まれた1月分の月払保険料から払い戻す金額はありません。
- ただし、保険料を一括払、登録制一括払または前納により払込みいただいた後、保険契約が消滅したとき(保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません。)、または保険料の払込みが免除されたとき等に、保険契約に充当していない保険料がある場合には、充当していない保険料を払い戻します。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「保険料をまとめてお払込みいただくと割引があります」および「ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い」をご覧ください。

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・新たなご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合等には、保険金が支払われないことがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「お願いとお知らせ」をご覧ください。

10 特別勘定群

- 変額保険I型(有期型)では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。
- 契約者は、お申込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、特別勘定の変更等を行うことはできません。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関しては、マニュアル生命コールセンターにお問合せください。

マニュアル生命コールセンター
TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 各特別勘定に関する詳しい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

11 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等を行うことがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合の特別取扱」をご覧ください。

12 保険金のお支払いに関するお手続き等

お支払いに関するお手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニュアル生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」、マニュアル生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニュアル生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはマニュアル生命コールセンターにご連絡ください。

保険金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。
参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「保険金などのご請求方法について」をご覧ください。

13 保険料や保険金等の課税関係

保険料と税金

- 払込みいただいた保険料は、払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一括払、登録制一括払(6か月単位または12か月単位)または前納により保険料を払込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。

生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までに払込みいただいた正味保険料の合計額です。

保険金等にかかる税金

保険金等	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税
満期保険金	本人	-	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	-	配偶者または子	贈与税
解約返戻金	本人	-	本人	所得税(一時所得)+住民税

保険金の非課税扱いについて

- 高度障害保険金および災害高度障害保険金は、被保険者本人が受け取られた場合は非課税となります。

【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱いになります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額=(収入-必要経費(一時払保険料等)-特別控除(50万円))×1/2

次のページへ続く➡



税務上の取扱いについては、2022年5月現在の内容であり、今後、税制の変更等により取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「生命保険の税務」をご覧ください。

14 信用リスクと 生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

参照 くわしくは、「ご契約のしおり」の「お願いとお知らせ」をご覧ください。

15 預金等受入金融機関を 募集代理店としてこの商品に ご加入されるお客さまへ

- この商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合には、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令等の制限を受けることがあります。

16 各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

■ マニユライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター
TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時（土日祝・12/31～1/3は除く）

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お客様の個人情報の お取扱い

マニユライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニユライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく 取引時確認

マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。

参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニユライフ生命ホームページの[個人情報保護方針](#)、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。

MEMO

Grid of dots for writing on page 41.

MEMO

Grid of dots for writing on page 42.